

1. 令和7年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方

農業農村を取り巻く情勢は、少子高齢化・人口減少による農業者の減少と農村集落機能の低下、大規模自然災害の頻発化・激甚化、ウクライナやイスラエル・パレスチナなど国際情勢、世界的な物価高騰、物流の2024年問題など、大きく変化している。

このような中、国では、令和3年3月には新たな「土地改良長期計画」が閣議決定され、持続的に発展する農業と多様な人が住み続けられる農村の実現に向けて、生産基盤の強化による農業の成長産業化、多様な人が住み続けられる農村の振興、農業・農村の強靱化の3つの政策課題に取り組むこととしている。また、令和4年3月に土地改良法が改正され、受益者の費用負担や同意を求めずに実施できる農地中間管理機構関連事業の適用工種の拡充や、土地改良施設維持管理適正化事業の拡充に必要な仕組みの創設、ため池や排水機場等の豪雨対策が実施できる事業の拡充など、担い手への農地の集積・集約化を加速することや自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るための拡充措置が法制化された。加えて、令和6年6月には「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から改正「新たな食料・農業・農村基本法」が施行され、土地改良事業については、「生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化」や「近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化」に向けて推進していくこととなった。

県では、令和4年3月に、第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～を策定し、「活力があり県民が日本一幸せな県」の実現に引き続き取り組み、農業については「強い農林水産業の実現」を掲げ、農家1戸あたりの所得向上を図る取組等を進めていくこととしている。また、概ね2050年までの中長期的な視点をもった本県農業の指針として令和5年5月に、「茨城農業の将来ビジョン」を新たに策定し、米や野菜、畜産といった品目別の目指すべき姿や水田農業の構造改革に向けた土地改良事業の在り方などを示した。今後、水田の基盤整備を実施する地区では、意欲ある担い手へ農地の集積・集約を図るとともに、地域が自ら「地域における「儲かる農業」をどのように実現するのか。そのためにはどのような整備が必要か」等の将来の「儲かる営農構想」をしつかりと描いた上で、水田を「水田エリア」と「畑地化エリア」にゾーニングし、大規模経営体の育成、輸出用米や有機栽培米などの特色ある米づくりとともに、水田を畑としても利用可能にする畑地化などの取り組みを通じて高収益作物への転換や施設園芸団地の形成を推進していくこととしている。令和7年度以降こうした観点を踏まえた施策を展開する。

1 生産基盤の強化による農業の成長産業化

① 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり

水田農業の生産コストを低減するため、ほ場の大区画化等を進めるとともに担い手への集積・集約を進める。また、用水のパイプライン化やICT等を活用し、水管理の省力化を図るとともに、米以外の高収益作物の生産拡大を図る水田の畑地化や汎用化を進めるため「経営体育成基盤整備事業」等を推進する。

② 高品質な青果物の安定生産に向けた畑地の基盤づくり

畑作営農の効率化を図る区画整理や、高品質な青果物の安定生産に向けた国営用水を活用した畑地かんがい施設の整備を進めるため「畑地帯総合整備事業」を推進する。

2 農村地域の強靱化・インフラ長寿命化

③ 農業水利施設の計画的な長寿命化対策

農業水利施設の機能を安定的に発揮するため、老朽化が進む基幹的農業水利施設について、機能診断結果や長寿命化計画に基づき、「かんがい排水事業」等により施設の補修・更新を推進するとともに、小規模な末端

の農業水利施設については「土地改良施設維持管理適正化事業」等により老朽化の状況に応じた適切な長寿命化対策を促進する。

④ 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

農地や農業用施設の機能維持、災害の未然防止及び被害解消を図るため、「農村地域防災減災事業」等を推進する。また、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、豪雨災害が頻発・激甚化し、水害リスクの増大が懸念されるため、防災重点農業用ため池に係る防災工事や水田が有する雨水貯留機能を高め、下流の市街地・住宅等の洪水被害や内水氾濫の軽減が図れる田んぼダムの取組拡大を促進する。

3 農村の活性化

⑤ 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

地域資源を活用した加工品開発や都市農村交流など、地域活性化につながる取組に挑戦する人材の確保・育成を図るとともに、地域産品の主要な販売拠点である農産物直売所等交流拠点の利用促進等を図るため「都市農村交流推進事業」等を推進する。

⑥ 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等

「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農地や水路、農道などの地域資源を適切に保全管理する地域ぐるみの共同活動、農業生産活動を維持するための活動や体制整備のための取組等を支援する。

⑦ 豊かで住みよい農村環境づくりの推進

農村の生活環境の改善や河川・湖沼などの水質保全を図る農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援するため、「農業集落排水事業」等を推進する。また、老朽化した農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。

農産物流通の合理化や農村生活環境の改善を図るため、「農道整備事業」等を推進する。

⑧ 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

広域化する鳥獣被害の対策として「鳥獣被害防止総合対策事業」を推進し、地域住民による集落環境の点検や共同での侵入防止柵の設置など「地域ぐるみ」の防止活動に加え、ICTを活用した捕獲活動の効率化など、市町村における有害鳥獣捕獲活動等を支援する。

これらに加えて、農業農村整備事業を推進する取組として、土地改良区の体制強化を図るため、「土地改良区組織運営基盤強化対策事業」により、土地改良区の合併等の再編整備を推進する。

また、農業水利施設の省エネルギー化及び維持管理の省力化を進めるため、自然圧パイプラインやインバーターポンプ等の技術、水位・水温センサー、自動給水栓を水田へ導入するなど、水管理労力の削減や用水ポンプの運転時間削減に向けた取組を進めるとともに、農業農村整備事業の有効性や効果を農業者や県民に理解してもらうための広報活動に重点的に取り組む。

【参考】

*農業農村整備事業関係施策体系

【県の施策】

【国の施策】

